別表第二を次のように改める。

別表第二（第三十七条関係）

危険物の分類又は項目 / 防火等の措置	火薬類		高圧ガス				引火性液体類		可燃性物質類				酸化性物質類		毒物類				腐食性物質				有害性物質
	等級が一・四で告示で定める隔離区分のもの	その他のもの	毒性を有するものであつて引火性を有するもの	毒性を有するものであつて引火性を有しないもの	毒性を有しないものであつて引火性を有するもの	その他のもの	引火点が摂氏二十三度未満のもの	引火点が摂氏二十三度以上のもの	可燃性物質	自然発火性物質	水反応可燃性物質であつて液体のもの	水反応可燃性物質であつて固体のもの	酸化性物質	有機過酸化物	液体であつて引火点が摂氏二十三度未満のもの	液体であつて引火点が摂氏二十三度以上摂氏六十度以下のもの	液体であつて引火点が摂氏六十度を超えるもの	固体のもの	液体であつて引火点が摂氏二十三度未満のもの	液体であつて引火点が摂氏二十三度以上摂氏六十度以下のもの	液体であつて引火点が摂氏六十度を超えるもの	固体のもの	
(1)　消火ポンプの遠隔操作等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2)　消火ポンプの能力の強化	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(3)　冷却装置等の備付け		○																					
(4)　発火源の排除		○	○		○		○				○(イ)				○				○				○(ハ)
(5)　火災探知装置の備付け	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	
(6)　機械通風装置の備付け				○	○		○		○	○	○	○	○		○	○		○	○	○			○
(7)　防爆型機械通風装置等の備付け					○		○								○				○				○(ハ)
(8)　ビルジの機関室への流入防止							○								○	○	○		○	○(ロ)	○(ロ)		
(9)　人員の保護			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(10)　持運び式消火器の備付け							○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	○			
(11)　特定機関区域との境界の防熱		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○			
(12)　固定式加圧水噴霧装置の備付け	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(13)　固定式鎮火性ガス消火装置の備付け	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(14)　貨物区域の密閉	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

備考　1　表中(1)から(14)までの防火等の措置は、告示で定めるとおりとする。

2　表中肩文字「(イ)」から「(ハ)」が付されている場合は、次に定めるとおりとする。

(イ)　引火点が摂氏23度未満の液体について該当する措置を講じなければならない。

(ロ)　毒性を有する腐食性物質について該当する措置を講じなければならない。

(ハ)　引火性蒸気を放出する有害性物質について該当する措置を講じなければならない。